

令和5年3月2日

保護者の皆様

大田区教育委員会

令和4年度内の学校教育活動におけるマスクの取扱いに関する
基本的な考え方について

日頃より、本区の学校教育ならびに新型コロナウイルス感染症対策にご理解、ご協力いただきましてありがとうございます。本区では「大田区立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」に基づき、感染拡大防止策を講じております。

このたび、卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方につきまして、文部科学省より通知がありました。これに基づき、本区では卒業式並びに卒業式以外の令和4年度内における学校教育活動について、以下のとおりの対応といたします。保護者の皆様におかれましてはご理解・ご協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。

1 卒業式におけるマスクの取扱い等について

(1) 基本的な考え方

ア 児童・生徒及び教職員は、入退場、式辞・祝辞等、卒業証書授与、送辞・答辞の場面など、式典全体を通じてマスクを外すことを基本としています。

イ 来賓や保護者等は、マスクを着用することを基本としています。

ウ 参加人数は、座席間に触れ合わない程度の距離を確保している場合、制限しないこととしています。

(2) 特定の場面におけるマスクの取り扱い等についての考え方

ア 国歌・校歌等の斉唱を行う場面では、児童・生徒及び教職員は、原則としてマスクを着用することとしています。

イ 児童・生徒が合唱を行う場面や、複数の児童・生徒による、いわゆる「呼び掛け」を実施する場面では、合唱や呼び掛け等を行う児童・生徒は、原則としてマスクを着用することとしています。

(裏面に続く)

- (3) 保護者の皆様にご協力いただきたいこと
- ア 咳エチケット、手の消毒や手洗い等の手指衛生などの感染症対策についてご協力をお願いします。
 - イ 発熱に限らず、咽頭痛や咳等、普段と異なる症状のある方については、卒業式への参加を控えていただきますようお願いいたします。
- (4) その他ご留意いただきたいこと
- ア マスクの着用を希望する児童・生徒等や、健康上の理由によりマスクを着用できない児童・生徒等への配慮を行うこととしています。
 - イ マスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導を行うこととしています。
- 2 令和4年度内の卒業式以外の学校教育活動におけるマスクの着用の取扱いについて
- (1) 厚生労働省の通知により、令和5年3月13日から一般のマスクの着用については個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねることを基本とすることとされていますが、文部科学省の通知において令和5年3月31日までの年度内における卒業式以外の学校教育活動については、従来どおりとしており、この内容を踏まえ、区立学校においてはマスクの着用も含めて3月31日までは引き続き従来どおりの新型コロナウイルス感染症対策を実施します。
- (2) 4月1日以降の新年度の対応につきましては、文部科学省から改めて学校教育活動におけるマスク着用の考え方に係る留意事項が示される予定です。区立学校における対応についてはこれを踏まえた上で検討し、決まり次第、迅速に各小中学校を通じて保護者の皆様あてに周知させていただきます。

【問合せ先】

(感染症対策に関すること)

学務課保健給食係

電話 5744-1431

(卒業式に関すること)

指導課指導主事

電話 5744-1435